

嘉島町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置 実施計画の概要

令和8年（2026年）3月
嘉島町教育委員会

1 計画策定の経緯、位置づけ

- 令和7年6月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正された。
- 主な内容は、以下のとおり。
 - ① 令和11年度までに、教職調整額を4%から10%に引上げ
 - ② 同じく、時間外在校等時間1人1か月当たり30時間程度を目標
 - ③ 地方公共団体の教育委員会に標題の計画策定を義務づけ
- 本町教育委員会において、③（給特法第8条に規定）に基づき、国が策定した指針や県の関係プランを参考にして策定。

2 計画の期間

- 令和8年度から11年度までの4年間 ※②の趣旨を踏まえた

3 計画の素案の概要

(1) 方針

- ① 勤務時間の適正管理
- ② 教職員の意識改革
- ③ 「業務の3分類」※を踏まえつつ、各校及び本町の実情に応じた業務の改善と効率化
- ④ 教職員や教育に携わる人材の確保
- ⑤ 保護者や地域の理解促進

※「業務の3分類」:

- ・ 中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成31年1月25日）で示された考え方。

(2) 目標(令和11年度)と現状(令和6年度)

※「割合」の算定方法：延人数 / (12月1日の現員 × 12月)

① 時間外在校等時間に関する目標

○ 1か月の時間外在校等時間80時間以上の人数を0人にする
(49人)

○ 1か月の時間外在校等時間45時間以上の割合を85%にする
※県の関係プランの目標値に同じ (43.4%)

○ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする ※国の指針等の目標値に同じ (今後把握)

② ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標

○ 年間の年次有給休暇の取得日数を15日以上にする
※県の関係プランの目標値などに同じ (13.4日)

○ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合について9%を維持する
(9.0%)

※令和4年度 15.2%、5年度 14.8%。全国事業所平均10～15%

○ ストレスチェックにおける働きがいに関する質問項目への肯定的回答を65%にする
(55.0%)

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 時間外在校等時間縮減等のための「業務の3分類」を踏まえた見直し

① 学校以外が担うべき業務とされているもの

- ・ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
- ・ 副教材費等学校徴収金の公会計化 **新規**
- ・ 学校では対応が難しい事案対応(教委に保護者相談等窓口を設置**新規**)

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・ 共同学校事務室の一層の充実
- ・ 中学校部活動の地域移展開(地域移行)の推進(展開開始 **新規**)

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・授業準備や成績処理事務軽減のための、教員業務支援員配置、校務支援システムの充実

④上記の措置・取組推進のための環境整備

- ・教職員及び特別支援教育支援員など教育に携わる人材の確保
- ・学校情報化の推進
- ・勤務時間外の留守番電話機能や勤務時間内外の電話録音機能の導入 新規
- ・学校、PTA・保護者、地域関係などとの連携・協働の一層の推進
- ・教職員の意識改革(適正な勤務時間管理、業務改善・効率化)

(2)健康及び福祉の確保に関する取組

- ・1か月の時間外在校等時間80時間以上の教職員等に対する、医師による面接指導の勧奨とそのフォロー
- ・心身の健康、ワーク・ライフ・バランスに配慮した学校マネジメント
- ・人事評価の意義の再認識(職員のやりがいやモチベーションアップと組織の活性化)と日頃のコミュニケーションの向上

5 その他

- 本計画及び進捗状況について、毎年度の教育委員会及び総合教育会議で報告し、公表する。
- なお、町内の教職員やPTAへ素案を周知し、本計画を策定した。